通院ボランティア通信 No.39　　2006年10月2日発行

法令通知速報 はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会　〒170−0002 東京都豊島区巣鴨1−20−9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03−5395−2631　FAX03−5395−2831

自家用有償運送に関する新たなガイドラインなどが公布

国土交通省は、9月7日、改正道路運送法の施行規則を公布し、有償運送の運送形態を①市町村運営、②過疎地、③福祉の3つに分類し、運送の対価基準は燃料費等を勘案した実費の範囲であることなどを示しました**（施行規則/資料①）**。また、附則**（資料②）**のなかで、改正法による運転者、運行管理者の規定（“大臣認定の講習”は検討中）は、新規登録者については施行から1年、すでに許可を受けている者については有効期間中（有効期間が施行から1年以内の場合は施行から1年間）は適用しないことが明記されました。

さらに、9月15・29日には、同法施行にともなう新たなガイドラインや、有償の登録を要しないいわゆる「無償」運送の例などの関係通達・事務連絡が続けて運輸支局などへ通知されました。

「対価」は従来通りタクシー上限運賃1/2目安、透析患者の“乗合”認める

自家用有償運送の対価（金額）について、国交省は従来どおりタクシー上限運賃の1/2が“目安”としました**（国自旅第144号/資料③）**。ただし、「入会金」や「年会費」などの団体活動の維持・運営に充当する費用は、「対価」に含まれないことを通知の中で明確に示しています。

また、今回、福祉有償運送は個別運送を原則としながら、透析患者などの場合は1回の運送で複数会員を送迎する「複数乗車」を可能とする「乗合」送迎が改めて認められることになりました**（国自旅第143号/資料④）**。これは練馬区の通院送迎実施団体の取組みの成果といえるでしょう。

ガソリン代のみであれば福祉有償運送の登録は不要

懸案となっていた国会付帯決議で付された有償運送に当たらない「任意の謝礼」の範囲について、国交省は道路運送法の登録又は許可を必要としない例を示す「事務連絡」のかたちで各地方運輸局に通知を出しました**（資料⑤）**。

「謝礼」の範囲については、予め運賃表などを提示した金銭のやりとりの場合は、その額に関係なく従来とおり有償の「対価」とし登録は必要としています。

また、謝礼としての金銭が「会費」である場合は、会全般の運営費として支払われているのであれば「対価」とはしないものの、会費の全部又は一部が送迎サービスに充当されていることが認められた場合は、有償とみなし登録が必要です。

一方、**ガソリン代、道路通行料、駐車料金のみなど、自動車を実際に運行するのに必要な支払いの場合は、登録は必要ない**としました。

今回の事務連絡で、事務所を構え組織的に送迎サービスを行う場合、例え「寄付金」などの名目であっても、ガソリン代以上の費用を利用者に求めれば「有償」運送とみなすとする国交省の見解が改めて明らかになりました。

福祉有償運送関連通知が国交省ホームページに掲載されました。今回お送りしていない通知も含まれています。ネット通信が可能な団体はそちらもご確認下さい。
http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/index.htm